

指定計画相談支援・指定障害児相談支援 重要事項説明書

この重要事項説明書は、当事業所と相談支援サービスに関する利用契約を結ばれる方に対して、社会福祉法第76条並びに児童福祉法に基づき、事業所の概要や提供するサービスの内容、契約上注意していただきたいことを説明するものです。

目次

| | | |
|----|------------------------------|---|
| 1 | 事業者の概要 | 2 |
| 2 | 事業所の概要 | 2 |
| 3 | 職員の体制 | 2 |
| 4 | 営業日及び営業時間 | 3 |
| 5 | 通常の事業実施地域 | 3 |
| 6 | 指定計画相談支援及び指定障害児相談支援の提供方法及び内容 | 3 |
| 7 | 利用料金 | 4 |
| 8 | 利用者の記録や情報の管理、開示について | 4 |
| 9 | 損害賠償保険への加入 | 5 |
| 10 | 苦情等の受付について | 5 |

社会福祉法人 自然の森

相談支援事業所エスポアール

当事業所は岡山市の指定を受けています。

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援

するための法律 事業所番号 3330100151

児童福祉法 事業所番号 3370100129

1 事業者の概要

| | |
|---------------|---|
| 名称 | 社会福祉法人 自然の森 |
| 所在地 | 岡山県岡山市北区福谷53番地 |
| 電話番号 | 086-284-8004 |
| 代表者氏名 | 理事長 蜂谷 克和 |
| 設立年月日 | 平成5年7月16日 |
| 事業者が行っている他の事業 | 就労継続支援事業：平成20年4月1日岡山県指定 生活介護事業：平成20年4月1日岡山県指定 生活介護事業：平成27年5月1日岡山県指定 |

2 事業所の概要

| | |
|------------|---|
| 名称 | 相談支援事業所エスポアール |
| 所在地 | 岡山県岡山市北区福谷53番地 |
| 電話番号 | 086-284-9002 |
| 管理者氏名 | 浜川 晴美 (兼任) |
| 開設年月日 | 平成24年4月1日 |
| 事業の目的・運営方針 | <p>1 指定計画相談支援及び指定障害児相談支援は、利用者が有する能力及び適性に応じ、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう配慮すると共に、利用者又は障害児の保護者の選択に基づき、適切な保健、医療、福祉、就労支援、教育等のサービスが多様な業者から効率的に提供されるよう心がけます。</p> <p>2 指定計画相談支援及び指定障害児相談支援は、利用者・児に提供される福祉サービスが特定の種類又は特定の事業者に不当に偏ることのないよう、公正中立に行います。</p> <p>3 市町村及び多様な事業者との連携を図ると共に、自らが提供する指定計画相談支援及び指定障害児相談支援の評価を行い、常にその改善に努めます。</p> <p>4 関係法令等を遵守します。</p> |

3 職員の体制

| 職 種 | 人数 | 勤務形態 |
|---------|------|--------|
| 管 理 者 | 1人 | 常勤、兼務 |
| 相談支援専門員 | 1人以上 | 非常勤、兼務 |

*職員配置については指定基準を遵守しています。

4 営業日及び営業時間

| | |
|------|---|
| 営業日 | 月曜日～金曜日 ただし、8月13日～15日前後の5日間、 12月29日～1月3日及び一部の国民の祝日は除く。 |
| 営業時間 | 午前8時30分～午後5時30分 |

5 通常の事業実施地域

岡山市、倉敷市（倉敷福祉事務所管内に限る）、総社市、赤磐市、加賀郡

6 指定計画相談支援及び指定障害児相談支援の提供方法及び内容

(1) サービス等利用計画・障害児支援利用計画を作成します。

【計画作成までの流れ】

利用者の居宅を訪問し、利用者及び家族等に面接して、利用者及び家族の置かれている状況、利用者の希望する生活、解決すべき課題等を把握します。

利用者及びその家族の置かれた状況等を考慮して、利用者及びその家族の生活に対する意向、総合的な援助の方針、生活全般の解決すべき課題、提供される福祉サービス等の目標及びその達成時期、福祉サービス等の種類、内容、量及び利用料並びに福祉サービス等を提供する上での留意事項等を記載したサービス等利用計画、又は障害児支援利用計画の原案を作成し、利用者又は障害児の保護者に交付します。

支給決定後、福祉サービス等の担当者を招集してサービス担当者会議を開催し、計画の原案を説明するとともに、担当者から意見を求めます。

担当者から意見を求めたサービス等利用計画又は障害児支援利用計画の原案の内容について、利用者又はその家族に対して説明し、利用者又は障害児の保護者の同意を得た上で、サービス等利用計画又は障害児支援利用計画を完成させ、利用者及び障害児の保護者並びに福祉サービス等の担当者に交付します。

(2) サービス等利用計画・障害児支援利用計画のモニタリングを実施します。

| | |
|--------------------|--|
| 計画の実施状況の把握及び計画の変更等 | <ul style="list-style-type: none"> ・利用者及びその家族と適宜面接し、経過を把握します。 ・福祉サービス等の事業者との連絡調整を行います。 ・サービス等利用計画又は障害児支援利用計画の実施状況や利用者の状況について定期的にモニタリング（再評価）を行い、計画の変更や支給決定の更新申請等必要な支援を行います。 ・利用者や障害児の保護者が計画の変更を希望した場合には、事業者と協議のうえ双方の同意に基づき計画を変更します。 |
| 入所施設への紹介 | <ul style="list-style-type: none"> ・利用者が居宅において日常生活を営むことが困難となったと認められる場合、又は利用者が障害者支援施設、障害児入所施設等に入所・入院を希望する場合には、障害者支援施設等への紹介を行います。 |

7 利用料金

(1) 事業者の提供する指定計画相談支援サービス及び指定障害児相談支援サービスに関する利用料金については、下表のとおりです。

利用料金負担上限額

| 区分 | 生活保護世帯 | 市町村民税非課税世帯 | 市町村民税課税世帯 | | |
|-----------------|--------|------------|-----------|---------|---------|
| | | | 市町村民税所得割 | | |
| | | | 16万円未満 | 28万円未満 | 28万円以上 |
| 障害者(本人及び配偶者) | 0円 | 0円 | 9,300円 | 37,200円 | |
| 障害児(住民基本台帳上の世帯) | 0円 | 0円 | 4,600円 | | 37,200円 |

(2) 利用者が通常の実施地域以外への訪問を受けて、指定計画相談支援サービス、又は、指定障害児相談支援サービスの提供を受けた場合には、実施区域を越えた費用について往復距離1km当たり200円の交通費をいただきます。

*交通費の支払いは、1か月ごとに計算し、翌月の10日までに現金又は銀行振り込みでお願いします。

| | |
|-----|-----------------------|
| 振込先 | 中国銀行 一宮支店 |
| | 普通預金 口座番号 1481281 |
| | 名義人 社会福祉法人自然の森 |
| | 相談支援事業所エスポアール 管理者浜川晴美 |

8 利用者の記録や情報の管理、開示について

本事業所では、関係法令に基づいて利用者の記録や情報を適切に管理し、利用者の求めに応じてその内容を開示します。(開示に際して必要な複写料などの諸費用は、利用者

の負担となります。) 保存期間は、指定相談支援サービスを提供した日から5年間です。

*本事業における記録の項目は次のとおりです。

- (1) サービス利用計画
- (2) アセスメントの記録
- (3) サービス担当者会議等の記録
- (4) モニタリング結果の記録
- (5) 利用者の障害の状態ならびに給付等の受給状況について、厚生労働省令で義務付けられた市町村への通知事項
- (6) 利用者からの苦情の内容等の記録
- (7) 事故の状況及び事故に際しての対応の記録

| |
|----------|
| 閲覧・複写の受付 |
|----------|

| |
|-----------------|
| 午前8時30分～午後5時30分 |
|-----------------|

9 損害賠償保険への加入

本事業所は、下記の損害賠償保険に加入しています。

当事業所のサービスにより、利用者に対して賠償すべき事故が発生した場合に損害賠償します。

| | |
|-------|----------|
| 保険会社名 | AIU 保険会社 |
| 保険名 | 賠償責任保険 |

10 苦情等の受付について (契約書第15条参照)

(1) 当事業所における苦情の受付

当事業所における苦情やご相談は、以下の窓口で受け付けます。

○苦情受付窓口 (担当者)

相談支援専門員 土肥 耕介 (TEL: 086-284-9002、FAX: 086-284-8006)

受付時間 毎週 月曜日～金曜日

< 苦情解決責任者 管理者 浜川 晴美 >

○苦情受付箱を玄関に設置しています。

(2) 第三者委員

本事業所への苦情やご意見は「第三者委員」に相談することもできます。

| 名 前 | 連 絡 先 |
|-------|--------------|
| 磯島 隆建 | 086-284-0284 |
| 奥池 静雄 | 0863-81-0029 |
| 高杉 徹義 | 0866-93-2055 |

(3) 行政機関その他苦情受付機関

| | | |
|--------------|--------|----------------|
| 岡山市 障害福祉課 | 所在地 | 岡山市北区鹿田町 1-1-1 |
| | 電話番号 | 086-803-1235 |
| | FAX 番号 | 086-803-1755 |

| | | |
|-----------------|--------|-------------------------|
| | 受付時間 | 9:00～17:00 |
| 岡山県運営 適性化委員会 | 所在地 | 岡山市北区南方 2-13-1 きらめきプラザ内 |
| | 電話番号 | 086-226-9400 |
| | FAX 番号 | 086-226-9400 |
| | 受付時間 | 9:00～17:00 |

平成 年 月 日

指定計画相談支援サービス、指定障害児相談支援サービスの開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

事業者

(所在地) 岡山市北区福谷 5 3 番地

(名称) 社会福祉法人 自然の森

(代表者) 理事長 蜂谷 克和 (印)

説明者

(事業所) 相談支援事業所エスポアール

(職氏名) 管理者 浜川 晴美 (印)

私は、本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、指定計画相談支援サービス、指定障害児相談支援サービスの提供開始に同意しました。

利用者

(住所)

(氏名) (印)

利用者は、身体の状況等により署名ができないため、利用者本人の意思を確認のうえ、私が利用者に代わってその署名を代筆しました。

代筆者

(住所)

(氏名) (印)

(続柄)